

告示

埼玉県告示第四百十八号

令和八年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第五項の規定により、公示する。

令和八年六月五日

埼玉県知事 大野 元裕

| 調査を行う者の名称 | 調査地域 | 調査期間 |
|-----------|---------|----------------------------|
| 川越市 | 高階第六 | 令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで |
| 川越市 | 高階第七 | 令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで |
| 熊谷市 | 中西二 | 令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで |
| 熊谷市 | 佐谷田一 | 令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで |
| 川口市 | 横曽根五 | 令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで |
| 川口市 | 横曽根八 | 令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで |
| 秩父市 | 落合第四 | 令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで |
| 秩父市 | 落合第五 | 令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで |
| 飯能市 | 中山第四・原町 | 令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで |
| 飯能市 | 中山第五 | 令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで |
| 加須市 | 小野袋一 | 令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで |
| 加須市 | 小野袋二 | 令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで |

| | | |
|-------|----------|----------------------------|
| 本庄市 | 銀座二丁目外第四 | 令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで |
| 本庄市 | 銀座三丁目外第一 | 令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで |
| 東松山市 | 東松山二十 | 令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで |
| 狭山市 | 狭山第六十 | 令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで |
| 狭山市 | 狭山第六十一 | 令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで |
| 深谷市 | 深谷第四十六 | 令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで |
| 深谷市 | 深谷第四十七 | 令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで |
| 草加市 | 草加市手代一 | 令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで |
| 越谷市 | 越谷第七―三 | 令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで |
| 久喜市 | 菖蒲九・三箇三 | 令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで |
| 伊奈町 | 小室七 | 令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで |
| 小川町 | 青山七 | 令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで |
| 小川町 | 青山八 | 令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで |
| ときがわ町 | 西平五 | 令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで |
| ときがわ町 | 西平六 | 令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日まで |

